2025年7月1日

各　位

佐賀県武雄市武雄町大字富岡8894番地
九州ひぜん信用金庫

当金庫は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当金庫を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

１．　対象となる預金等

2015年3月12日から2016年3月11日に最終異動日等があった預金等

２．　預金保険機構への納期限

2026年7月1日
※法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以　上